

東京都立田無工業高等学校管理運営規程

29 田工高第 35 号
平成 29 年 4 月 1 日

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等に定めるところに従い、東京都立田無工業高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 7 指導教諭

指導教諭は、学校の教員として自ら授業を受持ち、生徒の実態等を踏まえ、他の教員に対し教育指導に関する指導・助言を行う。具体的な職務内容として、以下の役割を担う。

- 1 校内 O J T : 自校において、校内 O J T を実施する
- 2 模範授業 : 年 3 回程度の模範授業及び研究協議会を実施する
- 3 公開授業 : 他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける
- 4 個別相談 : 自校において、他の教員への学習指導に関する指導・助言を行う
- 5 授業支援 : 自校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う

第 8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことが出来る。）

1 部 次の5部を置く。

- 教務部 教育計画の立案、その他の教務に関する事項の管理（教育課程、年間教育計画、時間割、教科書、教育実習、学籍、入学、式典、視聴覚等）
- 情報広報部 校内の情報処理に関する事項の管理（T A I M S、I C T、成績管理サーバー、情報セキュリティ及び個人情報保護等）、対外的な活動に関する事項の管理（学校のP R活動等）
- 生活指導部 生活指導に関する事項の管理（生活指導、教育相談、生徒会、部活動、ホームルーム活動、生徒会行事等）
- 進路指導部 生徒の職業選択の指導、その他の進路に関する事項の管理（進路情報の収集と紹介、進路相談、進路資料作成、職安との連絡等）
- 保健相談部 保健及び教育相談に関する事項の管理（学校医との折衝、救護、環境整備、健康管理等、特別支援教育等）

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年を置く。

3 学科

機械科、建築科、都市工学科を置く。

4 教科

国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語、家庭、芸術の各科を置く。

国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語、家庭の各科には教科会を設け、教科主任を任命する。

5 企画調整会議

6 職員会議

7 委員会

【必置委員会】

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 教育課程委員会 | 教育課程に関する調査・研究機関 |
| 教科書選定委員会 | 教科書の選定に関する機関 |
| 入学者選抜委員会 | 入学者選抜試験に関する選考、採点に関する機関 |
| 学力向上委員会 | 学力（技能）スタンダードに関する機関 |
| 防災安全委員会 | 防火・防災管理の徹底を図る機関 |
| 防災教育推進委員会 | 3年間を通じた防災教育の推進機関 |
| 学校保健員委員会 | 生徒の健康づくりの推進についての企画・運営機関 |
| 安全衛生委員会 | 学校職員の安全と健康、快適な職場環境形成のための機関 |
| 施設検討委員会 | 施設の利用方法等に関する機関 |
| 学校開放事業運営委員会 | 学校施設開放や公開講座に関わる企画・運営機関 |
| 学校いじめ対策委員会 | 本委員会に関する事項は、生活指導部、各学年及び保健相談部（スクールカウンセラー連携）で所掌する。 |

【委員会】

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 体育行事委員会 | 体育祭・マラソン大会の企画・運営機関 |
| 文化祭実行委員会 | 文化祭の企画・運営機関 |
| 図書委員会 | 図書館の円滑な運営機関 |
| 修学旅行委員会 | 修学旅行に関する企画機関 |
| キャリア教育推進委員会 | キャリア教育、インターンシップ及びデュアルシステムに |

関する企画機関

ホームページ管理運営委員会	本委員会に関する事項は情報広報部で所掌する
特別支援に関する委員会	特別な支援を必要とする生徒への対応を図る機関
将来構想委員会	学校の諸問題に関して中長期的な視点で検討する機関
学校サポートチーム	生徒の問題行動への対策と未然防止を図る機関

8 学校運営連絡協議会

9 デュアル推進協議会

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については、生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委託された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報広報部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会識における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、各学科主任とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

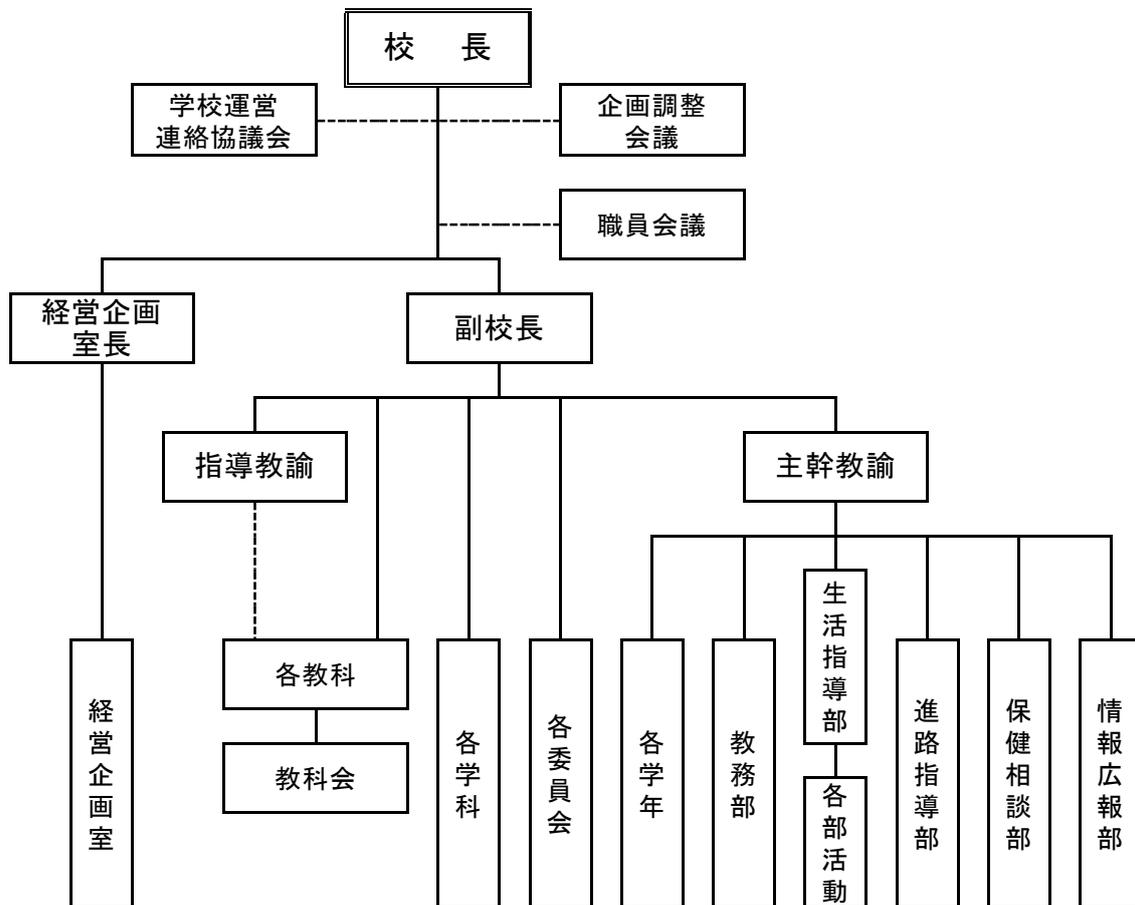
2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めるときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催
定例会は、原則として月2回開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
 - (1) 各分掌組織は、報告、意見聴取及び連絡に関する事項について、事前に資料を添付し、副校長に提出する。校長の意志決定に資するため、企画調整会議を経た上、職員会議を開く。
 - (2) 校長の意志決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意志決定を拘束するものではない。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。